

令和8年2月26日
危機管理部

世田谷区立烏山中学校における火災に対する対応状況について

1 主旨

令和7年11月6日に発生した世田谷区立烏山中学校の火災（部分焼）への対応状況について報告する。

2 出火元

消防による鑑識結果等から、出火元は、「充電中であった指定避難所用備蓄物品である大容量ポータブル蓄電池」であるとの見解が示されている。

3 対応状況等

(1) 学校施設の焼損等への対応

同中学校の1階主事室及び主事室内倉庫等の焼損部分については、学校教育に影響を及ぼさないように速やかに焼損物品の撤去及び改修工事に着手し、内装工事については令和8年1月末に完了しており、室内空气中化学物質調査を行ったうえで、2月5日より利用を再開している。

なお、罹災証明については、教育委員会事務局が罹災内容を取り纏め、消防に提出し、罹災証明証を受領済みである。

(2) 協議の状況

販売会社及び製造会社とは、出火元は大容量ポータブル蓄電池であることを共有し、1月30日に補償等についての協議を開始している。

また、今後の安全性を担保するためにも、定期的な点検等を行う備蓄物資管理業務委託事業者も交えて、当該蓄電池への対応を検討していく。

なお、同型の蓄電池（106台）については、緊急の機能点検を行ったものの、販売会社及び製造会社を通じての安全性を確実に確認できるまでは、引き続き避難所運営訓練等での使用を停止している。